

千葉市公告第628号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和2年9月29日

千葉市長 熊谷 俊人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フォルテ蘇我（テナント棟）
所在地 千葉市中央区南町二丁目5番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 株式会社ベルク
代表者の氏名 代表取締役 原島 一誠
住 所 埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表者の氏名：代表取締役 大島 孝之
(変更後) 代表者の氏名：代表取締役 原島 一誠
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
(変更前) 代表者の氏名：株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長 成田 一夫
代表者の氏名：株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈
(変更後) 代表者の氏名：株式会社マツモトキヨシ 代表取締役社長 大田 貴雄
代表者の氏名：株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 靖二
- 4 変更の年月日
令和2年5月28日 他
- 5 変更の理由
代表者を変更したため
- 6 届出の年月日
令和2年9月18日
- 7 縦覧場所
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課
- 8 縦覧期間及び時間
(1) 縦覧期間
令和2年9月29日から令和3年1月29日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
(2) 時間
午前9時から午後5時15分まで